

貯水槽水道の管理運営指導基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、貯水槽水道の適正な管理運営を図るため、高槻市水道事業条例（昭和36年高槻市条例第468号。以下「条例」という。）第36条の2第1項及び第36条の3第2項の規定に基づき、管理運営の指導に関する事項及び、貯水槽水道の設置者等（以下「設置者等」という。）の行うべき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「貯水槽水道」とは、水道法（昭和32年、法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に規定され、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
- (2) 「簡易専用水道」とは、法第3条第7項に規定され、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものであり、飲料水を供給する施設のうち、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいう。
- (3) 「設置者等」とは、貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権原を有する者をいう。
- (4) 「水槽」とは、受水槽、高置水槽をいう。

(指 導)

第3条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、第4条に定める協議にあたっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5及び給水装置工事施行基準（昭和51年7月1日高槻市水道部制定）に基づき指導するものとする。

2 設置者等は、管理者との事務連絡の円滑化を図るため、別紙様式により給水開始届（維持管理届）を提出しなければならない。また、届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

(事前協議)

第4条 設置者等は、貯水槽水道の適正な設置等及び維持管理を期するため、給水装置及び当該水道について管理者と事前に協議しなければならない。

(管理基準)

第5条 条例36条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び、その管理の状況に関する検査は、次に定めるものとする。

- (1) 常に水槽を点検し、水槽内面の破損、老化、劣化等の状況及び水漏れ並びに外壁の損傷、ボールタップ、及び満水警報装置、給水ポンプの作動状況、その他の付属装置等について把握しておくこと。
 - (2) 水槽等の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (3) 水槽等の点検等有害物、汚水によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」に基づき必要な検査をすること。
 - (5) 供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を利用者に周知させるとともに関係機関に連絡する等の措置を講ずること。
 - (6) 設置者等は、配管等の状況が把握できる書類等を保管しておくとともに、水槽等の清掃状況の書類についても整理保管すること。
- 2 設置者等は、1年以内ごとに1回、定期的に「国土交通大臣及び環境大臣の登録簡易専用水道検査機関」の検査を受けること。

(運営)

第6条 設置者等は、当該水道の配管等の維持管理については、高槻市指定給水装置工事事業者に、また衛生管理については、大阪府に登録した業者に行わせるものとする。

- 2 設置者等は、その供給する水の利用者に対し、当該水道による給水及び料金徴収方法を説明するとともに、緊急時等の連絡体制を周知させなければならない。

(立入調査等)

第7条 管理者は、次の各号に定めるところにより、貯水槽水道を立入調査するものとする。

- (1) 第5条第1項第5号の規定による設置者等からの連絡及び、利用者からの通報があったとき。
- (2) 配水管又は給水装置に悪影響があるとき、又は悪影響が生じると認められるとき。
- (3) 給水装置に水が逆流しているとき、又は、逆流するおそれがあると認められるとき。

- 2 管理者は、前項の調査の結果当該水道に不備な点を認めるときは、次の項目により改善等の指導、助言並びに勧告を行うものとする。
- (1) 別紙点検項目に基づく点検。
 - (2) 必要と認めるときに行う水質検査。
- 3 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

付 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和5年8月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

昭和58年10月1日制定
平成5年12月1日改定
平成15年4月1日改定
平成16年4月1日改定
令和5年8月1日改定
令和6年4月1日改定